

# 協会けんぽ宮城支部からのお知らせです

平成27年4月分(5月納付分)より...

◆協会けんぽは、中小企業を中心として、サラリーマンとご家族3,600万人の加入する健康保険です。加入者の皆さまが病気になったときに、良質かつ効率的な医療を受けられるよう、医療費適正化や健康づくり事業を行うとともに、業務の効率化を図りながら、健康保険を運営しています。

## 協会けんぽ宮城支部の健康保険料率は

10.01% → **9.96%** となります

## 介護保険料率は

1.72% → **1.58%** となります

平成27年度の健康保険料率については、平成27年度に予定している医療給付費等を基に算出しております。また、平成27年度の健康保険料率の改定時期は、例年より1カ月遅れの4月賦課分(5月納付分)※から改定となります。

平成27年度健康保険料率は引き下げることとなりましたが、急速な少子高齢化が進む中、医療費等の支出の伸び率が賃金の伸び率を上回るという赤字構造は変わっておらず、財政が良くなったとは言えません。

協会けんぽの財政問題は、事業主・加入者の皆さまの雇用・生活に直結する深刻な問題です。引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進をはじめ、医療費適正化や健康づくりの施策を積極的に展開してまいります。

※任意継続被保険者の方は5月賦課分(5月納付分)から改定となる見通しです。

○ ひと月に負担する改定後の保険料の差額(労使合計)

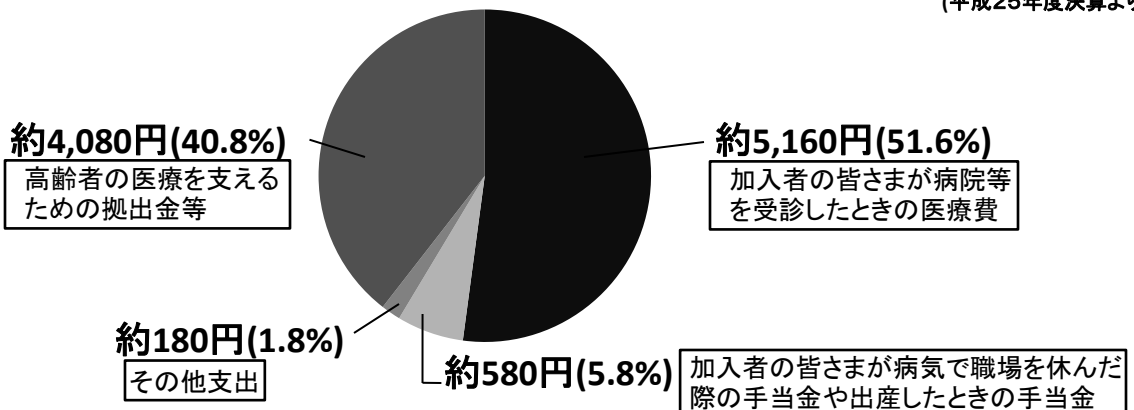
月収 (税引き前)	改定前との差額	
	健康保険料(改定後)	健康保険料率(改定後) + 介護保険料率(改定後)
26万円	月額 ▲130円	月額 ▲494円

\* 保険料は労使折半ですので、実際の負担額(差額)は上記の表の2分の1になります。

\* 上記差額については、宮城支部における平均的な被保険者の月収(26万円)を基に算出しています。

## 加入者の皆さまの保険料1万円あたりの使い道

(平成25年度決算より)



# 協会けんぽ宮城支部の取組みについて

◆協会けんぽは、我が国最大の医療保険者として保険者機能を発揮していくため、ジェネリック医薬品の使用促進をはじめ、医療機関の適正受診等の医療費適正化や健康づくりの施策を実施しております。

## ジェネリック 医薬品の 使用促進

### 協会けんぽでは、ジェネリック医薬品をおすすめしています

ジェネリック医薬品とは、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同じ主成分、同じ効き目の厚生労働省に認められた安価なお薬です。お薬代軽減や医療保険財政の改善につながることから、協会けんぽでは「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。

#### ・自己負担の軽減見込み額をお知らせします

協会けんぽでは、定期的に薬を服用されている方に対して、「ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせ」の通知を年一回程度お送りしています。

#### ・ジェネリック医薬品希望シールをご用意しています

ジェネリック医薬品を希望される場合は、必ず医師・薬剤師にご相談ください。ジェネリック医薬品へのご希望を伝えやすくするため、ジェネリック医薬品希望シールを協会けんぽ窓口にてをご用意していますので、お薬手帳に貼るなどご活用ください。

また宮城支部までご連絡いただければ、郵送もいたします。



(ジェネリック医薬品希望シールイメージ)

## 加入者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

ご負担いただく医療費や健康保険料を有効に活用するため、  
**医療機関の適正受診にご協力ください！！**

### 緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう

時間外診療や休日・夜間の受診は割増料金となり、自己負担も大きくなります。平日の診療時間内に受診できないか考えてみましょう。

### 「はしご受診」をやめ、信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することを「はしご受診」と言います。「はしご受診」をすることは、かえって体の負担になることもあります。かかりつけの医師を持ち、気になることがあるときは、まずかかりつけ医に相談しましょう。

### お薬のもらい方に注意しましょう

- ・薬が余っているときは医師、薬剤師に相談しましょう。
- ・薬の飲み合わせにご注意ください。(薬の飲み合わせによっては副作用が生じることがあります。)
- ・ジェネリック医薬品の利用で、薬代を節約しましょう。

## 健康づくりのため年に1度は生活習慣病予防健診を受けましょう

※健診後、メタボの基準に該当した方は、当協会の保健師等より運動・食事などの内容を中心とした『特定保健指導』をお受けいただくことができます。



全国健康保険協会 宮城支部  
協会けんぽ

〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8F  
TEL: 022-714-6850(代表) FAX: 022-714-6857